

## 給付金申請のチェックポイント～こんなところに気をつけて

健康保険組合では、医療費が高額になったときや立替払いをした場合、また傷病や出産で働くことができないときなどに支給される手当金があります。そのなかで今回は申請書の不備が多い、傷病手当金・高額療養費・療養費(立替払い)について注意点をまとめました。申請書類に不備がある場合は、書類をお返しすることになり、給付が遅れてしまうこともありますので、不備のないよう作成をお願いいたします。

### 傷病手当金について

- 1回目の申請の方、過去に傷病手当金受給歴のある方、申請期間中に出勤されている方、その他医療機関への受診状況等から、必要に応じて被保険者、お勤めの事業所、前保険者、医師等に照会をさせていただき、審査にお時間がかかることがありますので、予めご了承ください。

申請期間の日数には、待期間、土日祝日、シフト休みも含めて、暦の合計日数をご記入ください。

傷病手当金と同じ傷病等で「障害厚生年金」、「障害年金」または退職後に「公的年金」を受ける場合は、傷病手当金は支給されません。ただし年金の額の360分の1が傷病手当金の日額より低いときはその差額が支給されます。なお、さかのぼって年金等受給することになった場合は、傷病手当金の受給期間と重複する部分について、傷病手当金の一部または全部を返還していただくことになります。その際は、速やかに当健保組合までご連絡ください。  
☎:011-633-8353

原則として、初診日より前の休業期間は傷病手当金の支給対象外となります。ただし、医師が医学的に証明できる場合や、受診が遅れたことに相当な理由がある場合など、健保組合が療養のため労務不能と認められる場合は除きます。なお、転院される場合も、初診日からの証明となりますので、十分にご留意ください。

医師証明日は、労務不能と認めた期間の最終日以降の日付となりますので、提出前に必ずご確認ください。

### 高額療養費について

- マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払が不要となり、健保への手続きも必要ありませんので、マイナ保険証のご利用をお勧めしています。
- マイナ保険証や限度額適用認定証を使用しなかった場合、またマイナ保険証を利用しても合算や多数回該当により高額療養費の支給になる場合は、後日、健保組合より対象の方へ通知(申請書)をお送りしています。

### 療養費(立替払)について

- 添付書類として必要になる診療報酬明細書(レセプト)は、医療機関窓口等でお支払の際に領収書と一緒に発行される診療明細書(医療費明細書)とは異なりますので、ご注意ください。診療報酬明細書(レセプト)には、傷病名、薬剤名、検査名、処置名の記載があります。封かんされているときは開封しないで封筒ごと添付してください。
- 医療機関と調剤薬局を自費で受診された場合は、それぞれから発行された領収書と診療報酬明細書(レセプト)が必要になり、申請書も月ごと、受診者ごと、受診機関1件ごとに1枚必要です。

### 給付金の受取を委任する場合

振込先の口座は被保険者になりますが、やむを得ず被保険者以外の口座を指定する際は、給付金受取委任状(給付金申請書1件につき1委任状)が必要ですので、給付金の申請書と一緒にご提出ください。給付金の不正請求防止に伴い被保険者と代理人のご捺印が必要です。

